

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市下水道排水設備責任技術者の登録
根拠条例・規則名		さいたま市下水道排水設備指定工事店条例
条 項		第 9 条
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 ( 電話 : 048-829-1559 )
審 査 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	未設定( 法令の規定において判断基準が言い尽くされており、基準の設定が不要であるため。 )
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 ( 未設定の場合はその理由 )	未設定( 当該年度に登録の申請を行えば、翌年度の 4 月 1 日に登録をする旨を申請者に伝えているため、標準処理期間の設定をしていない。 )
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		